

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 株式会社 フジタ
- (2) 代表者氏名 代表取締役 奥村 洋治
- (3) 所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目 2 5 番 2 号

2 指名停止措置期間 令和 5 年 6 月 1 4 日から令和 5 年 6 月 2 7 日まで（2 週間）

3 事案の概要

株式会社フジタが代表者を務める建設共同企業体の監理技術者は、沖縄防衛局発注の「石垣島（3）宿舎新設建築工事（その1）」の施工にあたり、現場内の安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に負傷者を生じさせたことにより、労働安全衛生法違反の容疑で書類送検され、令和 5 年 3 月 3 1 日、石垣簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

4 指名停止措置理由

株式会社フジタが代表者を務める建設共同企業体の監理技術者が、労働安全衛生法に違反したとして、令和 5 年 3 月 3 1 日、石垣簡易裁判所から略式命令を受けたことは、山口市の契約相手方として不適当であると認められるため「山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領」別表の 1 1（安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故）により指名停止します。

「指名停止等措置要領別表」

措置要件	期間
一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 2 ヶ月以内